

令和3年9月1日（水曜日）

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

令和3年9月1日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

出席委員（14名）

委員長 山内昇一君

副委員長 村岡賢一君

委員 須藤清孝君 倉橋誠司君

佐藤雄一君 千葉伸孝君

佐藤正明君 及川幸子君

今野雄紀君 高橋兼次君

星喜美男君 菅原辰雄君

山内孝樹君 後藤清喜君

欠席委員（1名）

後藤伸太郎君

事務局職員出席者

事務局長 男澤知樹

次長兼総務係長 高橋伸彦
兼議事調査係長

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の会議の概要

午後 1 時 30 分 開会

○委員長（山内昇一君） ただいまより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は14名であります。定足数に達しておりますので、これより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開会いたします。

欠席委員、後藤伸太郎委員となっております。

傍聴の申出があり、これを許可しております。

私から一言挨拶を申し上げます。

委員の皆様には午後からの特別委員会への出席、大変御苦労様でございます。

特別委員会は6月29日に第1回目の会議を開催いたしまして、本日で6回を数えることとなっております。本日は、町補助金の不正流用問題に関する原因究明と再発防止について、全委員の皆様から御意見をいただくこととしております。よろしくお願いします。

本日の会議の進め方ですが、この後、一旦休憩とし、8月19日に開催した本委員会での発言概要について事務局に説明させ、その後、会議を再開いたします。再開後は、前回の委員会において委員の皆様に確認したとおり、この問題が発生した原因に関して、そして、再発の防止に関して、委員お一人お一人から、発言をお願いしたいと思います。

このように執り進めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、「原因に関して」及び「再発の防止に関して」に加え、これまでの委員会において、複数回、質疑があった「責任」ということについて、御意見がある場合は、それについての発言も認めたいと思います。

また、この「責任」ということに関する発言の際は、一般職の処分等に直接言及することは控えていただきたいと思います。

発言は、本会議の議席番号順にお願いしたいと思います。よろしいですか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 いつも議席番号順にやっていますが、議席番号の後ろのほうからの発言にしていただきたい。先輩方の意見を参考にして発言したいと思っていますので、そうしていただけないでしょうか。

○委員長（山内昇一君） そのほかございませんか。

それでは、そのように執り進めてよろしいですか。

異議なしと認めます。それでは、そのように進めてまいります。

早速、会議に入ります。

南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案の発生原因等についてを議題といたします。

暫時休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時52分 再開

○委員長（山内昇一君） 会議を再開いたします。まず、本日の議論の参考として配布しております資料について、事務局に説明いたさせます。

○事務局長（男澤知樹君） 本日の議論の参考資料ということで3枚もののペーパーを用意しました。これに記載した内容は事務方で整理をしたものでございます。この内容は、時系列を意識せずにただ要点のみを列記したものでございます。これ以外にも議論等があったかもしれません、振り返りのための参考として作成したものでございますので、御理解を賜りたいと思います。それでは、読み上げさせていただきます。

まず、これまでの特別委員会等の質疑等で判明したことなどについてであります。交付した町の補助金の総額は1,860万円。全て「単費」。農済の元職員は、隠ぺい工作を行いながら約1,600万円を不正に流用。町は、6月29日、詐欺罪を念頭に南三陸警察署に被害届を提出。被害届の額はすでに刑事案件としての時効が成立している620万円を除く1,240万円。町は、刑事上の時効が成立した分も含めた全てを対象として今後弁済請求額を検討。町は、不正流用を行った者が当該団体の意思を通さずに各種手続を行った旨を説明。当該団体の規約によれば、当該団体の本部は町産業振興課、統括事務局は農済支所に置くとされていた。農済は、町補助金の不正流用に関し、被害者たり得ない（被害届等を提出する立場に

ない）と考えている旨、参考人招致において参考人が説明。町は、当該団体において被害届を提出しないという決定はされていない旨を説明。当該団体には、通帳が2冊（農協・七十七銀行）あった。委員会の会議の中でその存在が明らかとなつた通帳（七十七銀行）は、当該団体名義の通帳であったにもかかわらず、当該団体の予算に計上せず、国（県）との手続・使いみちについて、当該団体ではなく町農林水産課で決定し、鳥獣対策事業を実施していた。町農林水産課は、当該団体の本部として毎年度の補助金交付申請には関与していない旨を説明。町は、不正流用は農済迫支所の元職員が1人で行ったことと説明。当該団体の本部を置いていた町農林水産課の課長が、本件補助金の額の確定（補助金支出の是非の最終決定）を行っていた。町は、平成29年1月の当該団体の臨時総会以降（町長が会長に就任した日以降）、本件補助金の交付決定及び支出命令は、副町長に委任されていたと説明。本件補助金の交付等の事務に関し、町監査委員から町に対し、「勧告」がなされている。町は、農済迫支所の元職員が、補助金の実績報告書を提出した際、通帳の写しを改ざん等していたため、不正を見抜けなかった旨、説明。町は、震災後、志津川地区の水稻防除事業は実施されていなかったと言つて過言でない旨、説明。監査委員は、不正を見抜く等といったこととは別の問題として、法令等に即した手続が行われていなかった旨を指摘。町は、内部事務調査委員会を立ち上げ、原因究明・再発防止及び関係職員の処分等に関し、報告書をまとめ、9月上旬をめどに町長に提出予定と説明。当該団体の総会は、震災発生以降平成29年1月まで、一度も開催されていなかった。町は、現時点で、本件補助金の返還命令等は行っていない。町は、本件補助金を当該団体名義の農協口座（通帳）に振り込んだ旨、説明。町は、クレー射撃場に関する工事費用が当該団体に交付した平成31年度分の補助金から支出されたことは事実である旨、説明。町は、農済迫支所の元職員が不正に流用した当該団体以外の2団体の資金については、すでにこの者から弁済された旨を説明。

次に、発生原因（原因究明）についてという部分でございます。当局・特別委員会ともに、監査報告書に記載された内容について、疑義等はないという認識を共有している。長年、当該団体の総会が開催されていない（協議会内部の監査も実施されていない）。町は、この事実を結果として看過していた。また、農済迫支所においては、当該団体の統括事務局を担っていたことを組織として承知してい

なかった。町のチェックあるいは当該団体の監査が機能していれば、もっと早く問題が発覚し、被害額が少なかったのではないか。町は、過去複数回にわたる監査委員の指摘に真摯に対応してこなかった。なぜ、監査委員の指摘に真摯に対応しなかったのかについての具体的説明はされていない。町は、内部統制がとれていなかった旨、説明。また、内部統制の責任者は副町長であると認識している旨もあわせて説明。

次に、内部事務調査委員会の中間報告に記載されている内容について。本件事案に関わった職員の「認識、知識、確認」のいずれもが足りていなかった。「思い込み（適正・適法にやっているはず）」、「他人（ひと）任せ」が主たる要因であった。過去の問題を教訓に実施した法令遵守の研修会が生かされていなかった。ライン職（課長職、補佐職、係長職）の自覚のなさ、「審議（部下職員が作成した書類のチェック及び可否の判断）」をせずに、「回覧（単に、見て判を付くだけ）」になっていた。係長が職としてしっかり機能していなかった。悪しき前例踏襲もあった。監査委員の指摘を真摯に受け止めなかった。参事職、技術補佐の役割が不明確なまま、業務が続けられていた。本件補助金に関し、町の立入検査が一度も行われていなかった。

次に、再発防止について。町は、4月に入り、補助金等交付規則に基づく事務の適正な執行についてと題した文書を全職員にメール送信。町は、町が関わっている任意団体の会計事務の取扱いについて、取扱要領を定めた旨、説明。町は、これまでの階層別研修に替えて、所属ごとの研修等の実施を検討している旨、説明。町は、町が交付した他の補助金についても改めて調査をしなければならない旨、説明。当該団体においては、問題発覚後、総会を開催し、会長等の役員、規約などを全面的に改正。町は、内部統制がとれていなかった旨、説明。質疑において、今後このような問題の発生を防ぐ手立てとしては「当たり前の確認」をしっかり行うことといった発言がございました。

その他（責任について）について。特別委員会の質疑の中で、責任（関わった職員の責任及び監督責任）に関し、質疑が複数回交わされております。

以上です。

○委員長（山内昇一君） 事務局からの配布資料の説明に対し、御意見はございませんか。議長。

○議長（三浦清人君） 最初に説明がありました詐欺罪、詐欺罪ということで南三陸警察署に町のほうで届を出したと。その額が、時効が成立している620万円を除く1,240万円であるというお話をされました。先般、不適正な支出ということでクレー射撃場の整備に関する質問をさせてもらいまして、いろいろと調べたんですが、やはりそれは不適正であるという判断のもとに、獣友会に協議会が支出をしておったと。それで獣友会の代表の方にお話をさせていただきまして、不適正な支出は不適正な受取にも繋がりますよということで、協議会から出した整備費9万9,000円、これを本日返金をしていただいたと。協議会のほうに。ということになりますと、それも含めた金額が、詐欺罪の被害額ということに届出がなっている。それから、それ以外にも、旧歌津町でいろいろと地上防除とかさまざまな実際にやった事業もこの金額の中にあるわけですよ、実際にやった事業。何か勘違いするのはね、個人が遊興費だけに使った額という捉え方がされているわけですけれども、そうではなく、実際に事業をやったその費用というものは出ているわけなんです。その費用もこの額の中に入っていると。そこで局長、大変申し訳ないんだが、その詐欺罪というものに対しての届出ですが、こういう実際に使われていた、あるいは先ほど言った獣友会のほうに出したお金も詐欺罪の対象になるのかどうか、その辺の、詐欺罪で訴えたという内容をですね、法的に分かる範囲でいいから、ちょっとお話をいただければと思うんです。（「その前に、その被害額に歌津の実際に行った事業の金額も入っているの、これに。」の声あり）

そう私は認識している。（「その辺を確認したほうがいいのでは、最初に」の声あり）

○委員長（山内昇一君） 確認させますのでちょっとお待ちください。局長。暫時休憩いたします。

午後2時4分 休憩

午後2時11分 再開

○委員長（山内昇一君） 再開いたします。

先ほどお話ししましたように、原因究明に関して、それから再発防止に関して、加えて責任に関しての発言をお願いいたします。後藤清喜委員からお願いします。

○後藤清喜委員 問題が発生した原因に関しては、長年不適切な事務処理が行われ

てきたと。そして、協議会のチェック体制がなかったと。これが1つの原因かと。それから再発防止…それからもう1つ、監査委員で調べた時ですけれども、決裁が係長止まりで課長まで行っていなかったということもあります。

再発防止に関しては、何か問題がある度に町は、総務課を通じて各課に適正な事務処理に関する文書を出しているようですが、今後は各課ごとに研修会、そういうものを開いて適正な事務処理についての研修をしていくことがよろしいかと思います。以上です。

○委員長（山内昇一君） それでは山内孝樹委員、お願いします。

○山内孝樹委員 今回の事案、事件については、震災後我々もそうですが、皆さんも疲労困憊、方向性を見いだせないような状況に置かれておったことは、紛れもない事実であります。いわゆる疲弊をした状況の中に置かれておりました。かつ、またその各担当課職員も全ての職員もそうですが、その方向性というのも中々集中出来なかつたのではないかという解釈をしておりますが、その公務たるその職責を全う出来なかつたということは、まさに杜撰そのものであったと私は思います。これが原因になったのではないかと捉えております。

次に再発防止に関しては、これまでいろいろありました。やっとこの件が済んだかと思えば、またこの事案、事件。私が申し上げたいのは、共有、縦割りの連携が全くとれていなかつたということが1点。

それから、こここの担当課で全てが共有しなければならないのが、個々でのみしか、おののでしか捉えられない状況に置かれていたのであろうと、そのように思っております。これまでの事案にあたりましては、あまり申し上げませんが、役割としての体制をさらに強化・統一していかなければならぬという思いがございます。それとあわせて肅正と言いますか、同じことを繰り返すことがないと言ひながら繰り返しているわけでありまして、さらなる肅正を加えてこれまで以上の体制強化をすべきではないかというふうに思います。

それとあわせてひとつ付け加えますが、震災後に新しく入った職員の中には諸々の事情があつて辞めざるを得ない方々もおつたかと思いますが、短期間でお辞めになつていることを、私、今回の問題と重ね合わせておるものであります。余談になりましたが、その点を加えまして、再発の防止ということで御理解をいただければと思います。

○委員長（山内昇一君） 次に菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 今回の事件の発生原因は、端的に言えば職員一人一人が自分の職責、どういうことをどういうふうにやればいいのか、それを適切にやっていなかったと。これ震災前からあった協議会そのものも総会をやらなかった。やらなかったから監査もしなかったとそういうのが続いてきました。あとは、震災直後は、職員を擁護するわけではないですけれども、大変な状況下であったと。それはちょっと大変だったろうなど、そういうことで理解というかそういうことは思いますが、先ほど言いましたように自分の職責、役割これを単純明確に果たしていけばこういうことは起きなかった。それが一番だと思っております。

再発防止として、これまでにも住宅使用料問題とかありました。消防施設の不適切な問題もありました。その都度、いろんな反省点、再発防止策を唱えてきましたけれども、その段階でいろんな研修会をやるとかありましたけれども、ただ研修をやったと、それだけで終わっているんじゃないかな。例えば研修も聞くところによれば職務時間内に役場庁舎から移動してベイサイドアリーナで行ったと。だいたいそういう姿勢からして…。自分たちが、仲間がそういう不祥事を起こしたんだから時間外にやるとかね、そういうところの意識を改めてもらえばいいのかな。そこは重要だと思います。さらには監査委員の指摘に対してもなんら行動を起こさない。自分たちがこうやって指摘されているのにも関わらず、それを見直ししない、対応しない。それもいかがなものか。そういうのが重なってこうなってきて、これらを含めた上で気持ちを引き締めてやれば再発防止につながるものと確信するものであります。

○委員長（山内昇一君） 星喜美男委員。

○星 喜美男委員 この事件は、一番最初に不正したのは平成23年8月ということで、まさに震災からの復興が始まった…復興まではいかないですね、震災の片付けとかガレキ処理とか一番大変な時にその隙をついて始まったのかなという感じがしております。

それから、10年間という長い期間やっていたんですけども、この頃は南三陸町ならずこの被災した地域住民は世界中の大勢の人からたくさんの支援をいただいていて、悪い人はいないんじゃないかなというくらい、みんないい人ばかりだったんです。だからひとつは人を疑うということはちょっと欠けていたのかなとい

う感じがしております。

また、農済とのこの信頼関係、信任関係、こういったところとの取引と言いますか、そういったことが大きな油断となってここまで来てしまったのかと。ただ10年間というその歳月の中には、当然気づいてもいいものがあったと思うんですが、やはりそこはちょっとあまりにも杜撰過ぎたものがあったのかなという感じがしております。

再発防止という点で言いますと、1つは通帳管理は一番だと思うんです。直接、その担当が金を引き下ろすようなシステムじゃなくて、農済なら農済にきちっとこの協議会から振り込んでいって処理をすると、そういったものが一番と思います。

あとは協議会のメンバーがすっかり入れ替わりましたね。あれは大きな第一歩になるだろうと思っています。再発防止と責任、これに関わった全ての方が職員はじめ執行部もはじめ一定程度の責任はあるものだと、大なり小なり私はそのように思っています。

○委員長（山内昇一君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　あえて言えば、発生した原因、それは公務員としての意識の欠如ですよ。それから危機感の欠如です。

それから再発防止に関しては、これまでのいろんな不祥事を鑑みて言いますと、今までの防止策でいいのかと。そういうような防止策では今後もこのようなことが起きかねないんじゃないかと。もっと慎重に検討した中で防止策をたてるべきなんじゃないかと思います。

それから最後に、誰も言いませんが責任についてはですね、やはり所在がはっきりするわけですから、責任の所在。これは今まで以上に厳しい責任を取ってもらうと。以上です。

○委員長（山内昇一君）　今野雄紀委員。

○今野雄紀委員　私もこれまでの委員会でいろいろ発言させていただいたんですけども、そこを抜粋して簡単に述べさせていただきたいと思います。

まず、原因究明に関することとして、当時の協議会メンバーは全て各団体の長クラスのあて職名義での構成であり、本部が産業振興課内、事務局が農済。本来は補助金が確実に委託され事業を行うべきだったのに、それが行われなかつたの

が原因だと思います。

農林業の分野が参事制をとつての復旧・復興にあたっていたこともひとつの要因であると思われます。産業振興課内における予算・事業の執行において明確な決裁の責任があいまいだったのではないかと思われる点が今回の要因であるのかもしれません。あと先の消防屯所の事業と同じように、今回のこの問題も、通常の何倍もの予算が組まれた復興事業において、派遣の皆さんへの応援をいただきながら、言わば煩雑極まる中、膨大な事業を進めてきて、その復興の負の遺産のようにして起きてしまったのではないかとも思います。このことは先の消防屯所の問題でも明らかで、一人の職員にその責任の全部を問うことで解決を図ろうとしたが、結果は皆さんの知るところです。これが私の原因究明に関する考え方というか思いです。

再発防止に関しては、再発防止にはいろいろな形、方法があると思います。北風と太陽のように職員をびしひし教育研修していくやり方で二度と同様の過ちを繰り返さない方法など。再発防止には今回のことと起きた当事者一人に全ての責任をというような考えのもとに解決の方向を探っているようですけれども、大切なのは先の消防屯所の事案を例にとれば、今回は最終的に裁判でいくらの損害賠償を起こすのか分からないですけれども、今回の和解額なりが決定された時、全額町の請求分が認められればいいのですが、その差額が生じるような場合は、やはりその差額は消極的な負債などと片付けるべきではなく、しっかりそれについては、決裁をしてきた方たちがそれ相応の経済的負担をもってあたるべきだと思います。そのことが行政を確かなものとして執行していく上で、再発防止に一番効果的ではないかと考えます。

また、我々議員も議会としてチェック機能を果たせなかつたという現実があるので、道義的責任だけではなく、経済的責任を負うことも必要ではないかと思います。議場で発言しないのが美德ではと思われる中、特に予算・決算においては、確かな質疑・質問・審議をしていくことも再発防止には大切ではないかということを伝えて終わります。

○委員長（山内昇一君） 村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 原因ということでございますけれども、これまでこのような事案があまりなかつたためにお互いの信頼関係の中でやり取りされていた事務があり

ました。実際に起こってみると、まさに報告書のとおり反論するところが何もないような、本当に恥ずかしいと言わざるを得ないような結果になっております。やはり、これはこれまでの古い慣習の中で行われてきた方法と言いますか、そういうものが改めて浮き彫りになったわけでございますので、これは今後ともこういうことが起きないようにやはり再発防止については緊張感をもって、当たり前の仕事を当たり前のように続けていくという、見逃さないしっかりとやることをみんなでルールを守って続けていくことが再発防止に繋がっていくと私は思っております。やはり現場にいる職員の方々、我々もそうですけれども、やはり常に緊張感をもって、あまり厳しい言葉などを使う必要はありませんので、やるべきことをやっていくということをしっかりと続けていくことが大切だと思っております。

また責任については、今後当局の報告があるかと思いますが、それをしっかりと注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 次に及川幸子委員。

○及川幸子委員 私からは、原因に関して簡単に発言したいと思います。職員としての基礎的な補助金申請など、そして行政マンとしての勉強不足であったのかなという思いがいたします。

再発防止に関しては、職員研修の在り方を変えるべき。今までと同じではなく変えるべきと思います。

責任に関しては、やはり被害届、詐欺罪で訴えております。その結果を踏まえて今後を考えるべきでなかろうかなと思っております。以上です。

○委員長（山内昇一君） 佐藤正明委員。

○佐藤正明委員 問題が発生した原因に関してですが、私が思うには、早く言えば必要なチェックを行っていなかったことが原因のひとつだと思います。補助金を受ける側とすれば、こんな体制で補助金が受けられるのかなというような、それが長年続いたのがこういう大きな原因になったのではないかと思います。やはり職員の方々は暗黙のルールで進めているというようなことも町の調査委員会のほうから報告されていましたが、その辺はさらに今後改めていただきたいと。いらない、不要な事件を作ってしまったんじゃないかと思いました。

再発防止に関しては、いろんな補助金をそれぞれが受けているかと思います。

うちほうの地区では中山間事業等で補助金を受けておりますが、申請から始まって事業計画、それから実施した後と現地調査まであります。現地調査と同時に実施された時の写真等も提出されていると。やはりそれまで行わないとただ単に申請でその補助金がいただけるものということでは、ちょっとうまくないのではないかなど。今後はやはりそれなりに実施されて…ものに対する実施報告等ですか、報告書には実施報告書等も幾分あったかとは思うのですが、第一、確認を怠った面もありますので、それに向けた現地調査とか、写真提出とか、そういうことも今後必要になるんじゃないのかなと思います。それと同時に職員の職責に対する責任感をさらに認識していただきたいと思います。

責任に関しては、皆さんも言っているんですが、結果が出てからいろいろそれなりに考える必要もまたさらになってくるのかなと思いますので、今は控えておきたいと思います。以上です。

○委員長（山内昇一君） それでは千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 特別委員会の中で私も執行部に対して多くの質問をしました。でも、なかなかその説明が納得出来ないことが多い。だから納得出来ないことが行政の中では起こっていたということだと私は感じています。

問題が発生した原因に関してですが、これも同僚議員が言っていた当たり前のことと当たり前にしていない。当たり前の確認をしていない。ここが一番の原因だと思います。総会も開かず、監査も行わず、現金の確認もしていないと。現金の確認は、農協とか七十七銀行に行って、残高がいくらあるんだということを確認すれば分からることはないと思うんです。当たり前のことをしていなかつたことに私は原因があると思います。この当該職員も100%その遊興費に使ったとは言っていますが、どこかにそのこぼれた穴みたいなのが、そこから原因が究明されていって、問題も究明されていくと思うので、基本的にやるべきことを町でもやってほしいと。あと私は強く感じているのですが、補助金とか助成金に関して240万円とか150万円とか交付されていても、そのお金が使われていないんだったら交付する必要がないと思うんですよ。だからこういったこともチェックの1つの体制と私は考えます。することをしていなかつた。そういうことだと私は思います。

再発防止に関してですが、南三陸町の補助金の交付規則には、第17条なんです

が、町長は補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取り消しに対して係る部分に関して既に補助金が交付されていた時、期限を定めてその返金を命ずるものとすると。これ規則にちゃんと書かれています。協議会のほうに町が補助しているわけなので、やっぱりこの問題に関しては協議会のほうで当該職員を訴えるというような形の方向が当然のことなのかなと私は思います。そしてこの協議会に関わっている南三陸町内の多くの団体、その代表者がこの協議会の中に入っています。その人たちの管理体制、その自分の役職に対して厳しい目を持っていないと。さっきも言いましたけれども、あて職だと。何もしない、管理もしないただのあて職だと。こういうところに協議会の在り方、問題があると思います。南三陸町にはいろんな形の団体があり、そこには決まったような名前がたくさん載っている。それがあて職であって、こういった問題の原因に起因する部分がたくさんあると思いますので、委員になる方には自分の職務を全うして問題がないような活動をしてほしいと思います。これが再発防止に、大きな抑止力になると思います。当人たちにも大きな責任があるんだということを自覚してほしいと思います。

責任に関してですが、前から執行部のほうにも話しているんですが、事務執行として副町長がいて、あと農林水産課の課長がいて、この辺というのは仲間意識っていうものが強すぎるからなかなかこういったことを指摘されないし、強く調べると言えない。こういった行政の体質この辺が問題を発生させていると思います。同僚議員も言っていましたが、屯所問題とか災害公営住宅の未請求とかいろんなことが次から次へと起こっています。2年ごとに発生するこういった事案を考えても、今の町の体制にやっぱり私は問題があると思います。もっと厳しい新たな気持ちで行政運営を、管理職を含め町長を含め、しっかりやってもらうことでこういった問題は発生しない、再発はしないと思っています。その辺、議会のほうからも強く再度訴えていきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 問題の発生した原因なんですが、今まで当局からもいろいろ説明がございましたけれども、とにかくやらなくてはならないことが全てと言っていくらい抜けていたってこと、事務処理がですね。例えば補助金申請、交付申請を出さないのに交付されたと、補助金がね。ということで私はですね。庁舎内で

協議会の会長、産業振興課長なり、町のトップである町長なりね、その人たちが会長を務めるということは、そこに一時流行った忖度というものを職員が持っていたんじゃないかな。頼まれなくても常にそういう補助金を出しておけば、上からの目が優しいとか。そういうことが原因として大きいのかなと感じているわけでございます。本当に残念ですけれども幾度もこういう事件が発生するとですね、私が危惧するのは、国なり県なりからの補助金、補助を受ける時に南三陸町という町がしっかりととした町なのかと目を付けられる、厳しい判断が求められるのかなと、それが一番心配でございます。

次に再発防止に関してですが、これは何を言っても分かりません。とにかく個々の自覚、自覚が一番だと思います。

責任に関しては、このような事件を起こしたのは、当局にもたぶん責任は大きいものがあると私は認識しております。ですので、当初からの役員の方々全員で、補助金は町民の血税でございますので、とにかく処理をしていただくと。欠損金は全ての役員の人たちで処理をしていただく。それは警察のほうの決定が出されないと分かりませんけれども、それが町民に対してのいい結果だと私はそう思っています。以上です。

○委員長（山内昇一君） 次に倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 まず私のほうから問題が発生した原因に関してのところですけれども、皆さんおっしゃるとおりだと思います。人の問題ですね。心構えが出来てない。そんなところだとは思いますけれども、今日配布されました本日の議論の参考資料、3ページものですけれども、この中にも発生原因について書かれていて、町のチェックが機能していなかったとか、あとは町が過去複数回にわたって監査委員の指摘があったにもかかわらず、真摯に対応してこなかった。そういう心構え。それと町は内部統制がとれていなかったというところで、このとおりだと思います。これ以上付け加えることはないですね。心構え、これをしっかりしないといけない。恥ずかしい話だと思います。

次、再発防止に関しては、副町長も言っていましたけれども、研修会をやるとかそういう精神論の話ではなくて、もっと具体的なアイディアを出すべきだと考えています。私の方から3つほど具体的なアイディアを提案したい。まず人事異動をもっと活発にするべきだと思っています。例えば10年間同じポジションに

いる職員が複数名いるという事実もあります。ジョブローテーションが出来ていないんですよ。同じ人が同じところで同じ仕事をやっているそのマンネリ化、惰性、これが活性化が生まれない原因になっていると思います。これがまず一つ目ですね、人事異動を活発にする。それと、これは私が議員になってから話が出てきてしまいましたけれども、公会計制度の導入。これを進めてほしい。後藤伸太郎委員が今日休んでいますけれども、彼もそういった声を上げていました。今の歳入歳出の制度、これ明治時代のやり方なんですよね。昭和も終わって、平成も終わって今、令和なんですけれども、少なくとも平成時代に始まった公会計制度、これを導入してほしい。そうすることによって資産、それから負債、資本、いわゆる貸借対照表が分かるわけですよ。先ほど今野委員からも議会のチェック機能が働いていないというような話がありますけれども、貸借対照表、これがない場合には議会のほうでもチェックが上手くできないと思います。ですから二つ目として公会計制度の導入を執行部に求めたいです。早急にやってほしい。それからデジタル化。今日デジタル庁が発足しましたけれども、私も一般質問の中でデジタルの話をしていましたが、やっぱりデジタル化することによって、作業効率がぐんとよくなるんですね。ですから今職員たちが負担している膨大な作業の量も減るでしょうし、余力ができると思います。そういった意味で今回のような事例も減らすことができるんじゃないかなと思います。デジタル化も進めてほしい。

以上3つの再発防止策を提案したく思います。

それから、責任に関してですけれども、先ほど千葉委員からも話がありました
が、南三陸町補助金等交付規則第17条にありますけれども、今回の補助金は協議会から返済されるべきものだと思います。町長が命じることができるわけですから、こういった法令に基づいて、町長が相手方、協議会から返金してもらう。それが経理の基本ルールだと思います。いわゆる現金主義ですね。経理で言う現金主義。それに基づいて返金してもらう。町が交付した口座、農協の口座から返金してもらう。それが経理の考え方の基本ルールです。それから、それをちょっと変則的に刑事事件として詐欺罪ということでやっていますけれども、それは私の感覚からすれば問題のすり替えだと思うんですね。でも実際そういった訴えを起こしちゃったですから進捗は見るべきだと思います。この刑事事件で1,240万円の被害額でやっているかと思いますけれども、もし満額返ってこない場合、そ

れから時効として対象にならない部分ですね、620万円が時効として詐欺罪に含まれていないところがあると思いますけれども、そこは民事責任をこの協議会に対して請求するべきだと思います。相手方というのは、南三陸町にとっての相手方はあくまでも協議会ですから、そういうた警察あるいは裁判所それから経理的なルールに基づけば、相手方はやはりこの該当する一担当者じゃなくて協議会を相手どって回収に臨むべきだというふうに思います。その辺り、責任を求めていってほしいというふうに考えます。

○委員長（山内昇一君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 問題が発生した原因は、これまで調査を重ねてきた結果に全部上がっているので、一言で言ってしまえば何もかもやってないというのはこれ事実ですから、この庁舎内っていうふうに括るのであれば、震災後の10年間の中の初年度というところは確かにあるんだとは思いますけれども、それにしても何もかもやっていない、気づけなかった。ところが外部、外部って言ったら失礼ですけど、監査からの指摘は3度あった。それにもかかわらず、それでもそこに手を付けなかった。もうどうしようもないっていうか、すいません、訂正します。言葉が出ませんっていうのが私の意見です。プロ意識の欠如なんだろうなと。原因という大枠でいうのであれば、当然、これの続きに関してその再発防止ってなればプロ意識を持っていただくしかないなっていうふうには思っております。本来ならば再発防止に関しては具体的な取組をたぶん述べるべきだと思うんですけど、何もかもやっていなかつた人たちに対して、これまで不正流用以外の事務処理の問題とかが過去に幾度もありましたけども、その都度その都度対応策を重ねて来ても、なお、こういう状態っていうふうに考えたら、いろんな雑念を取り除いていっても何をやってもダメなんじゃないかっていうのが私の正直な気持ちです。もうその具体策とか取組というよりも、意見に対して素直に受け入れるという姿勢が、私は、当局側に伺えないとかなり多く感じています。これはあくまでも、個人的な意見ですけど。ちゃんと意見、声、町民の声にきちんと正しく臨む姿勢というものを持っていただくことが先ほど言ったプロ意識というところに直結する部分もあると思っています。再発防止策はとにかく意識の問題だと思います。それから責任に関しては、内部で調査委員会が立ち上がっていて、まもなくなるのかもう出ているのか存じませんけども、調査報告が上がるんだと思います。そ

の中に、処分とかその辺に関しての意見も出ると思うので、そこは厳しく判断して、その意見として出るものだと思っているので、そこは経過を見たいと思っておりますが、普段生活していますと町民の皆さんから厳しい声もいただいております。この件に関してもそうですけれども、「町は何をやっているんだ」という言葉が本当に多くて、目や耳の肥えている町民の方も多いので、私もその言葉を受ける度に、返答に困っていたりする部分もあるんですけど、こういう場で言葉として発して適切なのかどうかはわかりませんが、あくまでも、これは意見としていただいたので、うまくなかつたときは後から然るべき処分を受けますけど、「町はなんだ、裸の王様状態なのか」という意見もいただいています。「王様ゲームでもやっているのか」そういう意見もいただきました。消防の屯所の話で、最終的な結末は、和解で80万円だった、そのことも含めて、「何かやる度に町の税金を使って、町の税金の使い方を間違えている。町は何をやりたいんだ。町民のことを馬鹿にしているのか」とまで言わされました。今この責任っていう話の場で、言うべき話ではないのかもしれません、私のところには少なからず、そういう厳しい意見をいただいておりますので、ただこの件に関しては、然るべき責任はしっかりと取っていただきたい。どれが適切かという意見は、今の時点では持ち合わせておりません。ただ1つだけ最後に述べたいのは、まず、ごめんなさいくらいは一回きちんと言つていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（山内昇一君） 委員の皆様から、「なぜこの問題が発生してしまったのかの原因について」、そして、「再発防止」等について、御意見をいただきました。ここで、本日、欠席している後藤伸太郎委員から、「原因究明」、「再発防止」に関し、委員長あてに書面が届けられております。この書面に関しては、本日の委員会において、披歴し、委員で共有することが適当であると判断いたしましたことから、事務局長をして、その内容を読み上げさせます。局長。

○事務局長（男澤知樹君） 後藤伸太郎委員から書面が届いておりますので、読み上げさせていただきます。まず、原因究明について、当該個人が確信をもって不正流用したことは、本人も認めていることから明らかだと思います。今回の事案が発生した原因の大半は、この当該個人の責任であると思います。6月21日の全員協議会での私の質疑に総務課長が回答していますが、通帳の写しを偽造することまでしており、これを未然に防ぐことは難しかったのではと思います。しかし、

監査委員からの指摘にあるとおり、実績報告に対しての町の精査は不十分なものでした。実体のない事業に補助金を支出し続けたことは、町の事務の不備であり、今回の事案が10年という長きにわたって続いてしまった原因の一端はそこにもあると思います。事案が発生した原因は個人の責任ですが、事案が10年も継続してしまった原因は町の事務の杜撰さもあると考えます。再発防止について、8月19日の特別委員会でも注文を付けましたが、今までと同じような注意喚起、研修の実施だけでは効果は薄いのではないかと思います。しかし、現実的には内部事務調査委員会や町執行部が示すであろう再発防止策を、今度こそ徹底していただくことをお願いする以外にないと思います。一つだけ具体的なことを言わせていただければ、補助事業等には可能な限り職員自ら足を運び、関係者と良好な関係を築き、現場で起こっていることを自分の目で確認する機会を積極的に増やしてほしいと思います。目的は、監視ではなく感謝です。町民の税金による補助金を出してあげているのだからちゃんと使うように、と監視する目的ではなく、町民から預かった税金を投入してでも補助すべき事業を実際に実施して汗を流していたいているみなさんに、町民の代わりに感謝を伝えるという目的です。補助金、補助事業の意味をもう一度捉えなおしてもらうために、それが必要なのではと思います。現場に誰も行ったことがないから監査委員からの指摘に答えられないのだろうと思いますので、再発防止策にその思想を盛り込んでもらえるよう、取り計らっていただけたら幸いです。以上です。

○委員長（山内昇一君） 本日、皆様から出された意見等については、今後、事務局に整理させた上で、本特別委員会の委員長報告等に反映させることとしたいと思います。このように取り扱うことについて、御意見があれば伺います。（「なし」の声あり） それでは、そのように執り進めたいと思います。

次回の開催日程については、議長、正副委員長に一任させていただきたいと思います。これに御異議ございませんか。（「なし」の声あり） それでは、そのように執り進めさせていただきます。

以上で、本日の会議を終了したいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。ここで、副委員長から閉会の挨拶をお願いします。

○副委員長（村岡賢一君） 委員の皆様方には長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、感謝申し上げます。今月7日から定例会議も始まりますので、またその中で委員会が開催される運びとなるようでございますので、一つよろしく最後までお願いを申し上げたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 以上で、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午後3時2分 閉会